**提出書類名及び提出部数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提　出　書　類　名 | 様　式　番　号 | 部数 |
| １　損害賠償求償事務の委　　任に係る関係書類について（送付）２　委任状３　第三者行為傷病届４　交通事故証明書５　事故発生状況報告書６　念書７　誓約書８　診療報酬明細書等（写）９　示談書（写）10　その他参考となる書類・人身事故証明書入手不能理由書・第三者行為直接求償調査票・委任状兼同意書 | 様式第１５号様式第２号様式第３号自動車安全運転センター発行様式第４号様式第５号(国保、後期高齢、介護)様式第５号－２(福祉)様式第６号(国保、後期高齢、介護)様式第６号－２(福祉)(示談が完了している場合のみ提出)(交通事故証明書が「物件事故」の場合等）(直接求償の場合）(福祉の場合) | １２１１１１１１２１１１１ |
| 注１ 国民健康保険（後期高齢者医療）と市町村福祉医療費の併用のときは、上記「６念書」については様式第５号と５号－２を、上記「７誓約書」については様式第６号と６号－２及び委任状兼同意書を提出してください。２ 上記８診療報酬明細書等（写）は、原本と同じく、完全な形で２部提出（続紙含む）してください。なお、外来分のレセプトで処方せん料の算定があるものは同月の調剤分のレセプトも併せて提出してください。３ 高額療養費該当レセプトについては、高額療養費欄に高額金額を「朱書」してください。４ 第三者行為直接求償調査票は、直接求償の場合に保険者が加害者及び被害者に聞き取り調査し、作成するものです。５ 上記10その他参考となる書類には、加害車両の・自動車検査証（写）　 ・自賠責保険（共済）証明書（写）・任意保険（共済）証券（写）などもあります。 |